隠岐の島町告示第 17 号

隠岐の島町自主防災組織認定要綱を次のように定めたので告示する。

令和5年 2月15日

隠岐の島町長 池 田 高 世 偉

隠岐の島町自主防災組織認定要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内における自治会等(地域住民が組織した自治会、その他 これに準ずる団体をいう。以下「自治会等」という。) を自主防災組織として 認定することに関し必要な事項を定め、もって地域の自主的な防災活動の推進 を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、自治会等が自主的に結成する組織であり、別表第1に例示する組織を編成し、かつ、別表第2に例示する役割 分担に基づき活動する組織をいう。

(認定の申請)

- 第3条 自治会等の代表者(以下「代表者」という。) は、自主防災組織の認定を 受けようとするときは、自主防災組織認定申請書(様式第1号)に次に掲げる 書類を添えて町長に申請しなければならない。
  - (1) 設置に関する規約等の写し
  - (2) 役員名簿
  - (3) 組織編成図

(認定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、認定すべきと認めるときは、当該組織を自主防災組織として認定し、自主防災組織認定通知書(様

式第2号)及び自主防災組織認定書(様式第3号)を代表者に交付するものとする。

(変更の届出)

第5条 代表者は、前条の規定による認定後に規約、役員又は組織等に変更があった場合は、自主防災組織変更届出書(様式第4号)を町長に速やかに届け出るものとする。

(廃止の届出)

- 第6条 代表者は、自主防災組織を廃止した場合は、自主防災組織廃止届出書(様式第5号)を町長に速やかに届け出るものとする。
- 第7条 この告示に定めるもののほか、自主防災組織の認定に関し必要な事項は、 町長が別に定める。

附則

(施行期日)

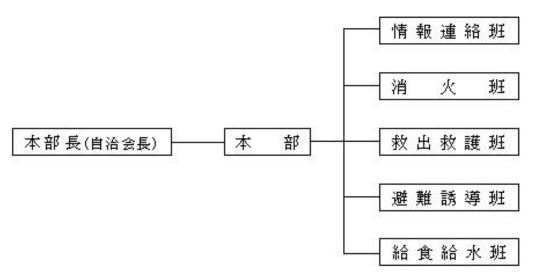
1 この告示は、令和5年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に自主防災組織を設置している自治会等であって、第 3条各項に規定する添付書類を作成し、すでに届け出ているものにあっては、同条 の規定による認定申請をしたものとみなす。

# 別表第1 (第2条関係)

# 【自主防災組織の編成例】



### 備考

本表はあくまでも例示であり、各班の構成は地域の実情(例えば、水害のおそれのある地域では水防班を置くなど)に応じて編成するものとする。

# 別表第2(第2条関係)

# 【自主防災組織の役割例】

活動内容	平常時	災害時
	各班の役割はあるものの、	災害の実態に応じた活動体
	組織全体として連携を図る中	制をとる。例えば火災の心配
	で実施する。	のない場合には、消火班はほ
	この活動により地域内の住	かの活動の支援をする。この
	民の防災に対する関心を維持	ような方法で全班が協力して
	し、災害時における行動力を	災害に対処する。
班編成	養う。	
情報連絡班	・防災に関する知識の普及	・災害情報の収集と伝達
	・研修会の開催	・防災機関に対する災害情報

	・情報の収集・伝達用機材の	の通報
	準備と管理	・避難指示等の伝達
	・情報の収集・伝達訓練の実	
	施	
消火班	・火気使用設備器具等の点検	• 初期消火活動
	・石油類の管理状況の点検	・地震時における出火防止の
	・消火用器材の準備と管理	呼びかけ
	・初期消火訓練の実施	
救出救護班	・応急手当の知識の普及	<ul><li>・負傷者等の救出活動と応急</li></ul>
	・ 負傷者等の救出と応急手当	手当等の救護活動
	用機材の準備と管理	
	・応急手当等の訓練等の実施	
避難誘導班	・避難路・避難場所の周知と	・安全な避難場所の指示
	現状の把握	・避難行動を促すための説得
	・要配慮者の把握	・要支援者の避難と手助け
	・避難誘導資器材の準備と管	• 避難誘導
	理	
	・非常持ち出し品の準備と普	
	及	
給食給水班	・炊飯用具等の準備と管理	・応急物資・応急給水等の実
	・炊き出し訓練の実施	施
	・給水訓練の実施	・炊き出し等の給食活動
		・給水活動
その他地域の実	例えば、水害のおそれのある地区では水防班、土砂災害の	
情に応じ必要と	危険がある地区では巡視班等を設け、その役割を果たすため	
される班	に必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。	